

## 議会運営委員会記録

令和7年(2025年)10月22日(水)  
第3委員会室

### ◎出席者

◇委員長 竹内栄治  
副委員長 小林豊代子  
委員 藤部徳治、小林成好、小口高寛、野口高明  
島田玲子、山田大助、山田裕子、白川秀嗣  
松島孝夫  
◇議長 畑谷茂  
◇委員外議員 菊地貴光 副議長  
◇傍聴議員 なし  
◇事務局 松村局長、藤浪課長、倉田主幹、東條主幹、高橋主幹、村田主幹  
鈴木主任

### ○開会前(13:28)

※ このあと議長公務が控えているため、15時15分を目途に協議を進めることについて了承された。

### ○開会(13:29)

◇議長あいさつ

### ○議事

◇一般質問の発言順の取扱いについて

★委員長 9月定例会において、議会運営委員会申合せ事項のとおり、初日の議事終了後、ただちに抽選を行い、発言順を決定するとともに、抽選終了後に、抽選に参加しなかった方から通告があった場合には、抽選で決定した発言順の後に、提出順に発言順序を追加していく、最終的な発言順序を確定させる形で運用した。9月定例会における実施状況を踏まえ、今後の取扱いについて何か意見はあるか。

☆島田委員 本来の抽選の意味は、公平公正を基本に行われることが当然と思う。抽選会に出ず、最後の順番に追加して行ったことについては本来看過できないと思っているところであり、抽選に参加しないということは一般質問を見送るべきではないかと、私どもの会派では話があった。

★委員長 前回の協議の中では、9月定例会についてはそのように実行し、その結果をもって皆さんのが構わなければ、意見が統一されたということで進ることになる。今、自由民主党越谷市議団からご意見があつたが、この点についていかがか。

☆野口高明委員 ただ今、自由民主党越谷市議団から公平公正に行われていないのではないかというお話があつたが、ルール上は特に問題がない。あとは公平公正でない、看過できないという話もあつたが、どういった点が公平公正でないのか、もう少し具体的にお聞かせいただいてもよろしいか。

☆島田委員 今まで抽選に遅れて通告を提出することは、私の経験ではあまりない。皆さんがしっかり時間に間に合って抽選会を行っており、それで抽選をしなくても一般質問ができるとすると、公平公正に欠けているのではないかと思う。

☆野口高明委員 例えば、市議会議員選挙等々も看板とポスターの抽選会があり、告示日締切りが夕方であつたりする。その時は抽選会に出る、出ないに関わらず、その後届出順で受け付けるという同様の実態がある。同じ仕組みのはずであり、それが公平公正でないことになってしまふが、もう一度お聞かせいただきたい。

★委員長 9月定例会をこうしようと決めた時点で、一般質問の順序が抽選会になった意義等も含め、皆さん経緯の説明を受けている。それを受け、順番が後ろでも構わない人がおり、とはいうものの抽選を優先しようとなつた上で、皆さんにご理解をいただき、抽選会をした後に一般質問の通告書を出した方は、抽選で決定した発言順の後に提出順に発言順序を追加していくことで、皆さんご了解をいただいた。これは皆さんご理解をいただいているかと思うが、この経過を含めてご意見はあるか。

☆山田大助委員 今までのやり方で慣れている感覚からすると、抽選に出ていただきたい気持ちがある。ただ、発言の機会を奪うべきではないことからすると、抽選会に出すにその後、届け出をして一般質問ができること自体は、当然認められるべきと考えている。申合せ事項に抽選で順番を決めると書かれていることは、明記されていないが抽選に参加することを前提に書かれているものだと受け止めている。極力、抽選に参加していただく方が望ましいが、9月定例会で事務局が抽選後でもしっかりと受付でき、順番を決めることに不具合が出なかつたと思うため、今回の運用で進め

ることになるかと考える。

☆松島委員

ルールがあり、全員が一番目に質問したい状況で、勝手に1番目に質問をするであれば公平公正でないと分かるが、何に対して公平公正でないか全く分からぬ。先ほど野口委員からもあったとおり、何を目的として、何に対して公正公平でないのかを具体的に言ってもらえない、ただ意見を潰しているだけにしか聞こえない。市議会議員選挙の看板とポスターの受付も、その議論が通るのであれば、公平公正でないという話になる。そういう認識で言っているかも含め、自由民主党越谷市議団にもう一度説明をお願いしたい。

☆島田委員

今まで抽選に参加しない方はおらず、全員が決めた時間の中で抽選をしてきたが、ここ最近でなぜ遅れてしまうのか。遅れてしまって抽選に出られず、後から順番に追加になり、参加した方はしっかりと守って抽選時間に抽選をしている。いつまでもそのようにやつていると、遅れた方たちだけはそのような形でできてしまう。そうすると、公平公正ではないのではないか。

☆松島委員

今の答えこそ、先ほど委員長が言ったことで、では一度やってみようという前段の話に戻る話であり、先ほど言われた公平公正でないという論点をずらしていく回答ではない。まず、公平公正でないとおっしゃつたので、責任をもつて何が公平公正でないのか言つていただいてから質問していただきたい。

☆島田委員

他の会派にもどのように思うか、意見を聞いていただきたい。

☆松島委員

前回、一度やってみようとなつた経緯は覚えていらっしゃるのか。

☆島田委員

だから、今回私としては公平公正でないので、こうしたらいいのではないかと提案をしている。

★委員長

会議時間の問題もあるため、今度12月定例会が開催されるが、自由民主党越谷市議団はご意見をもう一度整理していただいて、公正公平でない部分についてはしっかりと皆さん納得し、もし代替案があるならばご提示いただくという形で収めていただくのはいかがか。

☆松島委員

一点だけ伝えておきたいが、先ほどの自由民主党越谷市議団の意見を聞いてみると、前例踏襲が基本であり、それから逸脱すると公平公正でないようなイメージを受け取れた。そもそも議会運営委員会というの今までやつてきたことに関して、こうしたら良くなるということは変え

ていく意味で、皆さんで議論している。あくまでも、この前例踏襲に従っていないから公平公正でないという言い方は、できればやめていただきたい。その辺も含めてもう一度議論していただければありがたい。

☆白川委員

今回、試験的に実施したところ、実際は議員 32 名で何か不足が起ったか、あるいは順番が遅れたところに何か起きたか、何か障害があったかどうか。併せて、遅れて一般質問の通告を出された方、先に出された方、事務局の 3 者で、これまでとやり方が違ったのでどうであったか、検証の結果を事務局に聞かせていただかないと、持ち帰っても議論のしようがない。

★委員長

今回、いろいろな形で齟齬があったか、取扱いについて大変だった点、良かった点、事務局も含めて意見を伺いたい。

★課長

これまで一般質問される方全員が基本的に抽選会に参加をされていたため、その時点で一般質問をする人数がはっきりと分かり、それに併せて早い段階で一般質問の日程の準備ができていた。それが散会後 1 時間後になるため若干のずれは出るが、そのずれが非常に大きな手間を生じるのかと言われるとそこまでではなかった。

☆白川委員

どちらかと言うと不足はなかった。

☆野口高明委員

問題は特に何もなかった。

☆藤部委員

9月定例会で試験的に行い、特に不具合がなかったようであるため、この運用でよい。

☆小林成好委員

抽選をした人が優先で、その後に抽選をしなかった人が通告を出したら、抽選で決まった順番の後ろに付く。例えば、通告の提出が 1 時間以内で、1 番最初に提出し、その後に抽選をするという事例はなかったか。抽選が終わった後に、皆さんが出されたのか。

★課長

今のお話は通告書が先に出ていて、抽選会に参加されなかつた方がいたかということだと思うが、抽選会に参加している時点での通告が出ていた方もいらっしゃるし、まだこれから出すという方も大勢いらっしゃった。先に通告書だけ出して抽選に来なかつた方は、特にいらっしゃらなかつた。

☆小林成好委員

今後、順番としては抽選の方が優先で、先に通告書を出していても抽選が優先だからその後ろという考え方でよいのか。要は、通告書を出した順となると、1 番とか 2 番とか早い順番は嫌で、後の順番でやりたい。

くじを引いてしまうと1番、2番の可能性もあり、それは避けたいが、一般質問をやる前提ではあるため、通告書は提出したいケースもあると考えられる。

☆山田大助委員

今回、後から通告書を出すやり方をさせてほしいとNEX越谷が提案したときの話では、抽選までの間に、質問するかしないかを決められないケースがあるということであった。抽選前に通告書を出しているのであれば、基本的に抽選に参加してもらう話になると個人的に思っている。

☆松島委員

そもそも抽選が始まった経緯が、一般質問の順番が受付順であったため、先に一般質問をやりたい人が多く、走って行って競い合うように通告書を出すことがあり、公平にするために抽選会が始まったと聞いている。先に一般質問をしたい人がいるのであれば、走って行って一番に出す云々と言うと、体力的な差があるので公平に抽選にした方がよいと思う。

今回は、順番にこだわらない人にわざわざ抽選会の場に参加させることは時間の拘束も含めて、もう少し緩和してもよいのではないかという意味合いでスタートしたと思っている。1番にやりたくないから、最後がいいからどうかという駆け引きではないと思ったため、ご理解いただきたい。

☆小口委員

どうしても抽選にこだわるのであれば、まず30本抽選棒を用意し、通告書を出した人から順繰りに引いていき、通告書の締切りになった時点で、繰上げでやってもいいのではないか。

☆山田大助委員

議長、副議長を除いた抽選棒30本を用意しておき、通告書を出した順にそこから引いていく。そうすると穴あきの順番が出来上がるが、例えば22人が通告書を出したなら、1番から22番に順番を縮めていく。抽選会ではなく、通告を出したときに抽選をさせるというご意見か。

☆小口委員

そのとおりである。

★副委員長

過去の経緯について事務局に確認したい。先ほど松島委員がおっしゃったように、一般質問の発言順を通告書の受付順にしていたのを抽選にした。その抽選の方法が、1時間以内に通告書を提出し、締切ってから抽選をされた経緯もあったかと思うが、教えていただきたい。

★課長

先ほど松島委員からもお話をあったとおり、受付の日時がはっきりして

いるため、通告書を1番に出したり、それが重なってしまったりということがあり、抽選が始まったと私も伺っている。

以前は散会後1時間経った後に抽選を行っていたと記憶しているが、一方で早い段階で通告書を出し、帰って質問書を作りたいという方の意見もあった。それであれば、一般質問を行う予定の方は先にお集まりいただきて抽選を実施し、通告書については1時間以内に出していただければ結構と、抽選会の時間が1時間後から先に行うことになった経緯があった。

★副委員長 以前の散会後、一時間経った後に抽選をするやり方に、皆さんがそれも方法であるという意見になれば、戻すことは可能か。

★課長 一時間後に抽選をすることは可能ではあるが、先に抽選を行う今のやり方にした理由と同様に、早い段階で通告書が出来上がり、家でしっかりと質問書を作りたい、他の業務を行いたい方も一時間待っていただく必要があり、その手間がかかることはご理解いただきたい。

★委員長 今回試しに行った運用と、自由民主党越谷市議団からのご意見と、従来の形式どおりやるべきというご意見と、立憲民主党越谷市議団が言わされた一般質問の通告の届け出と同時に抽選棒を引くという意見が出された。12月定例会までに当然速やかに決める必要があるため、新たに提案が出るのも構ないので、次回の議会運営委員会までに検討していただきたい。

☆山田裕子委員 しばらくこのまま運用したらよいのではないか。もっと具体的な不都合が出てきた際に、それを改善するにはどうしたらいいかを話せばいいと考える。

☆松島委員 そもそもきっかけは、私たちの会派が一般質問をやるか、やらないかが抽選会までに決まらなかつたことが発端である。そういったケースがもう一度起こることがあり、それをどうするかという話から始まっているため、その点をご配慮いただきたい。どの方法がベストかではなく、今回がその打開策として提案させてもらっているため、そういった場合にどう対処するか、代案があればできれば示してもらいたい。

★委員長 今出たご意見も含めて検討していただき、次回の議会運営委員会にはある程度方向性を決めたい。全会一致が一番望ましいが、12月定例会にはどうするか決める必要がある。告示日の議会運営委員会では、その

時点できなうか事前に確認をしており、全体的に最大何人かは想定ができる。あとは順番の問題で、やるかやらないかもその最大の人数にまとまっていくため、報告はしていただきたい。本件については、継続協議とすることについてご異議ないか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

#### ◇ 議会活性化等について

##### 1 議会のＩＣＴ活用について

###### ・ タブレット端末の活用について

★委員長 前回、タブレット端末等の活用方法や課題等について整理した資料と、越谷市議会タブレット端末等およびグループウェア使用基準（改正案）をお示しさせていただいた。その際、端末の位置情報やログ管理等に要する費用についての質問があったので、まずは事務局から説明させる。

★課長 前回の会議において、導入にあたり費用も踏まえて検討する必要があるとのご意見があり、昨年、業者に依頼した見積もり等を参考に説明する。まず、端末については、iPadの12.9インチになるが、議員の任期に合わせ、レンタル期間を4年とすると、月額で約36万円、年間だと税込約438万円、こちらは議員プラスアルファということになる。この中には、遠隔ロック、初期化等を行うモバイルデバイスサービス使用料が含まれている。なお、ログ管理のオプションについては現在業者に確認をしているところである。また文書共有サービス、こちらはサイドブックスを想定しているが、こちらが年間で約100万円かかる。参考までに、教育センターに確認したところ、モバイルデバイス管理の他、フィルタリングを導入しており、こちらについては、1ライセンス当たり約700円の費用がかかるとのことであった。実際にはどのような機能、仕様によって、費用等も異なるものと考えている。

☆野口高明委員 サイドブックスを想定して見積もりを取ったことであるが、他のシステムも多々あるかと思う。なぜサイドブックスにされたのか、他にもモアノートやスマートディスカッションなど、官公庁で使われている会議用のシステムがたくさんある。サイドブックス以外の他のシステムの見積もり等々は取られたか。

★課長 今手元に資料がないが、1年半ぐらい前にサイドブックス以外のものについても、いくつか見積もりは取っていた。今回参考に、サイドブッ

クスを想定しているということで説明させていただいたが、サイドブックスは、議会運営委員会の行政調査等で行った先などで、多くの議会関係で使用していること。また、ほかの市議会からも話を伺っており、細かな資料の分類に非常に優れ、議会で使用するに当たって一番向いている、機能が充実しているものがサイドブックスではないかということで、想定をした。

☆野口高明委員

ぜひ、ほかのシステムも想定していろいろ見ていただきたい。例えば、国の会議で使われているものも多々あり、サイドブックス以外も実際に使われている。もちろんそれなりの理由があり、国や県等々で使われているものあるため、相見積もり等々を取ることが費用の圧縮に繋がるので、確認をしていただきたい。

また、会議用文書共有サービスの容量だが、11GBになっているが、これはTBの間違いではないのか。

★課長

こちらも細かい資料は手元にないが、私の記憶では1ライセンスに対し、容量11GB。元々は基本1GBがベースになっており、そこにオプションで10GBを付ける形で11GBになっている。これについても、周辺市で草加市議会がサイドブックスを使っていることもあり、草加市議会事務局に容量等に問題ないか確認したが、特段問題ないという話も伺っている。容量不足が出るとは今のところ考えていない。

☆野口高明委員

いわゆるクラウドサービスのTB数で言うと、個人でも2TB、1,500円で契約できる。そうすると、1ライセンスごとに費用が82,500円というと、サブスクリプションとしては相当高い費用になる。ライセンス数が50ユーザーあるせいかもしれないが、82,500円もあれば、どれくらいの容量のクラウドが用意できるのかというレベルの金額の高さと見積もりになっている。私はTBでも高いと思っており、容量は本棚の大きさみたいなもので、見積もりとしてここまで金額が有り得ないというのが、初見での感想である。ぜひ他のところもしっかりと見積もりをとっていただきて、そういう提示の仕方をしていただけるようお願いしたい。

★委員長

数量と金額にご意見があるようだが、この辺を踏まえつつ、先日各会派に持ち帰っていただいて検討した結果について、それぞれの会派にお伺いしたい。

☆野口高明委員

N E X T 越谷としては、現在、政務活動費で端末が買える状況と、議会の方で導入することの整合性が合っていないのが現状と捉えている。この状況のまま、タブレット端末を導入することは、政務活動費で端末を買うという部分との整合性がとれるまでは納得できない状況である。

☆藤部委員

いろいろな基準を作っているが、視察先でも議員の良識に任せた形で対応している議会があると聞いた。いろいろな条件を付けてしまうと、自分の首を絞めてしまうかもしれないため、議員の良識に任せたという判断で検討したらどうかということでまとまった。

☆島田委員

とにかく早く導入していきたいという考えがあるので、よい提案があればその考え方で構わない。

☆白川委員

タブレットは基本的に全議員に貸与することになるが、公明党越谷市議団からも出たとおり、公的なのか、私的なのか、議会活動なのか判別がつきにくいため、通信費、その他は全部個人負担、政務活動費の対象としないことにしたい。

☆小口委員

議員の良識に任せて決めたらよいと考える。

☆山田大助委員

9月25日の議会運営委員会の資料にもあるとおり、私的使用という部分の線引きが非常に難しいところが一番気になっている。どちらかと言えば良識に任せるとは思っているが、どこまでルールとして書き込むのかは、引き続き皆さんと議論を続けたいと思っている。

☆山田裕子委員

大変申し訳ないが、この点を会派でしっかりと話し合えてないので、本日は私達からの意見はないということで結構である。

☆小林成好委員

どこまで使用していいのかの線引きが本当に難しいと思う。費用がこれだけかかるって結局何も使えないことも考えられるため、正直この金額を見たら導入するべきではないと感じた。

★委員長

タブレット端末の導入にあたっては、前期の議会運営委員会から引き継いだ協議事項であり、基本的に合意しているということでよろしいか。

☆松島委員

私が記憶しているのは、購入してから運用方法を考えるのではなく、まず運用方法がしっかりできていないのに購入してしまうことを危惧した。運用方法で確立したものが決まってから購入した方がよく、その順序に関して言っていた。市民にしっかり説明できるような運用基準ができているのであれば、購入してもよいかと思うが、その辺がしっかりできていないのに購入することは、（旧）越谷刷新クラブとして私は反対

しているし、今のN E X T越谷でもそういう考え方である。

クリア方法を考えるにはタブレット購入を前提に運用方法を作らないと思うため、しっかりとそれができれば購入してもよいのではないか。まず、その中の一つに、良識の範囲内で使用というものが難しいため、N E X T越谷としては政務活動費で折半という話になったのではないかと思っている。そこがクリアできるのであれば、タブレット端末の購入の話になると思うが、タブレット購入に関して一番前向きな意見でないのはそこであることをご理解いただきたい。

★委員長

それぞれのご意見が出たため、会派でまとめていただいた上で、運用の取り決めを詰めた上で導入するかどうか、運用方法について協議をしていくことで進めていきたい。

☆松島委員

私どもが言っているのは、一方的に反対というわけではなく、政務活動費のルールとの整合性が著しく変わってしまうため、もし良識の範囲内の運用にするのであれば、もちろん政務活動費についても改めて考えなくてはいけないと思っている。もう一つ最後に確認させて欲しいが、そもそもタブレットの導入が、初めは災害時や緊急時のオンライン会議を元に始まったものであった。それからだんだんペーパーレス化を踏まえた話になったが、このペーパーレス化について聞きたい。議会や委員会への電子機器の持ち込みが可能になったが、確かにペーパーレス化を推進する方としない方がいた。ご存知のとおり、今パソコンを持ち込んでない方もいて、このペーパーレス化を強制することに関して非常に反対意見もあったため、持ち込む方と持ち込まない方がいたと思っている。タブレットを導入すると言っている会派の方は、ペーパーレス化を全般的に推し進めることを了解の下、購入と言っているのか。ペーパーレス化はせずに、普通の紙資料も使いながらタブレットの購入と言っているのか、いくつかの会派がペーパーレス化に反対だった気がするため、どちらなのか確認させていただきたい。

☆山田大助委員

ペーパーレス化の部分について、日本共産党越谷市議団として考え方には、以前私が議会運営委員会に所属していたときから、このI T化の話は出ており、行政調査などで見に行ったことがあったと思う。当時は、まだペーパーレス化の走りの方だったので、I T導入による効果はそこまで顕著に見えないという議会もいくつかあった。そういう意味で

は、越谷市議会はそもそもＩＴ導入の目的や議場への持ち込みの可否の部分でペーパーレスになるかならないかを判断することは考えないという立場でいる。タブレットを導入しても、ペーパーレスとは関わりなく、紙資料も持ち込む形になるのではないかと考えている。

★委員長 8月25日の議会運営委員会で事務局が作成の資料を配布しており、その中に課題として、私的使用の取扱い、会議中における通信利用、通信環境、会議資料ペーパーレス化、公費端末導入に伴う政務活動費等の見直しという点も含めて皆さんに提示し、意見の集約をしている。この内容をご検討いただき、今回はその結果をということであったが、おそらくこの辺も先ほどＮＥＸＴ越谷から指摘があったようにペーパーレス化については全然話が出ていない。もう一度資料を基本に、今の意見を前提としながら、次回までにそれぞれの会派のご意見をいただき、継続協議とすることによろしいか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

・ **3月定例会における一般質問と代表質問の選択制の実施について**

★委員長 3月定例会における一般質問と代表質問の選択制の実施について、前回の協議において、提案会派からは、

- ・会派単位で代表質問または一般指導のいずれかを選択する。
- ・代表質問を実施した後に一般質問を実施する。
- ・発言時間は代表質問を選択した場合は2時間、一般質問を選択した場合は1人1時間を目途とする。

といった具体案が示された。まずは具体的提案を踏まえて検討するとしていた公明党越谷市議団と日本共産党越谷市議団にご意見を伺いたい。

☆藤部委員 選択制に賛成をしたいと思っている。

☆山田大助委員 基本的に選択制で構わないと思っているが、ＮＥＸＴ越谷からは選択制にした場合に日数を伸ばさなくていいはずだと発言あった。選択制にした場合でも、全て一般質問にした場合と同じように、会期を1日延ばさないと日数が足りないのではないかと思っている。

ＮＥＸＴ越谷はこういう提案されているため、おそらく代表質問にはせず一般質問にしたい思いがあると受け止めている。自由民主党越谷市議団もそもそも選択制ではなく一般質問にしたいとおっしゃっているた

め、その2会派は代表質問で質問時間が短くなる効果はないと考える。残りで一番人数が多い会派は公明党越谷市議団だが、元々全員が質問をあまりやっておらず、3、4人ぐらいのことが多いかと思う。そうすると、代表質問にしても12時間ぐらいの差であり、あとは少ない会派も1人、2人ぐらい、残った中で一番大きい、こしがや無所属の会でも3人全員が質問することは、多いわけではないと思う。NEXT越谷や自由民主党越谷市議団が一般質問と同じ人数行うとすると、他の会派がいくつか代表質問を行ったとしても、全体としては一般質問を行っているのと同じくらい時間がかかるてしまうのではないか、3日間では収めきれないのではないかという懸念はどうしても拭えない。そのあたりの考え方をもう一度聞きたい。

☆野口高明委員

まず、以前は予算特別委員会が5日間あったが、現在分科会として4つに分かれたことで2日ずつになり、計4日間になっている。その段階で、以前から比べると1日分短くなっているのが現状である。実際に代表質問をされる会派、例えば5人の会派であれば、5時間のところが2時間で済み、3時間分圧縮されるという形になるため、時間的には減るというのが発想としてある。

☆山田大助委員

実際の一般質問の状況で言うと、20人を超えているケースがそれなりに続いている。日本共産党越谷市議団はずっと前から3人全員が一般質問をしており、代表質問になればもちろん一時間削れるが、他の会派でほとんどの人数が一般質問をしているのは、NEXT越谷ぐらいである。それ以外の会派は、会派人数の半分程度か、それを1人超えるか少ないかぐらいであり、合計で20人を少し超えるぐらいの人数が一般質問を行っている。その状況からすると、5人の会派が全員一般質問を行っているわけではなく、元から行っている人数が3人だとすれば、それが代表質問で2時間になったとしても、元々一般質問で20人行っているところから時間の削減効果は大きくないと考える。このような提案をされているため、NEXT越谷はおそらく代表質問はしないであろうと考えていくと、結局いくつかの会派が代表質問を選択したとしても、どうしても3日間では収まらないのではないか。

☆松島委員

前提として、私達も権利が欲しいので、代表質問をしないと決め付けないでいただきたい。私が言っているのは、現在一般質問は4日間取っ

ており、いわゆる予算に関して集中審議を5日間行っていたものが、結局1日短くなった。代表質問も3日間取っているため、その減った分の1日を入れれば4日間になり、最大4日間取ることができるということである。

☆山田大助委員

3日間の中で、代表質問・一般質問を行うという前提でお話をされていると思い込んでいたため、今のお話で理解した。

★委員長

続いて、前回の自由民主党越谷市議団に対して、選択制に反対する理由についての質問があったため、その点について自由民主党越谷市議団に伺いたい。

☆島田委員

改めてもう一度協議をしたが、やはり当会派としては代表質問ではなく、全て一般質問に変更して実施することがよいという考えでまとまった。理由としては、まず令和7年6月の議会運営委員会で配布された令和6年1月から令和7年2月の協議経過に記載があるが、当時の（旧）越谷刷新クラブと全く同じ意見で、代表質問を一般質問として実施する方が市民に説明しやすく、また、市民サービスの向上に繋がるものと考える。越谷市議会でも一般質問を行う議員の日時の目安をホームページで公開するなど、市民にわかりやすい議会運営の取組みを進めてきており、選択制では市民の皆様に分かりづらいものとなるのではないかと考える。

例えば、自由民主党越谷市議団や他の政党会派が1人会派となる、または、新たな国政政党の1人会派が増えた場合、1人会派の方が代表質問を選択し、複数会派の方々がそれぞれ全員一般質問を選択した場合に、会議時間の延長や会期の見直しが必要になると想定され、議員平等の原則、公平公正の観点からも疑問が残ると懸念がされる。また、新たな国政政党の議員が誕生してきており、越谷市議会でも想定しておく必要があると考える。なお、冒頭で代表質問を一般質問に変更して実施することがよいと申し上げたが、変更でまとまらない場合は、当会派としては現状維持、代表質問を行うという考え方である。

☆松島委員

議員平等の原則とおっしゃったが、その話を始めてしまうと、現在、政党会派は1人でも会派を組むことができ、日本維新の会も1人の会派で一般質問を選択すれば1時間、代表質問を選択すれば2時間である。この時点で不公だから反対というスタンスでよいか。

☆島田委員

議員平等の原則から考えると、国政政党の1人会派が代表質問を2時間、複数人の会派が一般質問を1時間として質問した場合に、そういうことが起こると考える。

☆松島委員

そのようであれば、この場ではなく、会派の枠組みをどうするかを代表者会などで提案していただき、大本の仕組みから変えていただきたい。そこはよしとしながら、この議論に関してその懸念を出されても困ってしまう。もし議員平等の原則が現在平等でないというのであれば、そこを提案していただきたい。

今話をしているのは、皆さん了解の下、3月定例会以外は一般質問を、3月定例会では代表質問を行っている。様々な理由から（旧）越谷刷新クラブとしては、3月定例会は一般質問がよいと言っていたが、どうしても代表質問をやりたい会派の意見を尊重する意味で折衷案を出している。以前の（旧）越谷刷新クラブと同じ意見と言われたが、本当は私達も市民に分かりやすいのであれば、一発質問にした方がよいと思うが、やはり相手の意見を尊重するという考え方から折衷案として選択性はどうかと提案している。議会運営委員会でまとまらないと一步先に進まないため、そこをご理解いただきたい。

☆白川委員

重要な提起をされていると思うが、政党会派が1人で1会派を構成できるというのは、つまり3人分の議員の枠組みをたった1人の政党代表が担うことである。それは公平であると議会全体として認めた上で運用を決めているので、そこから不公平と言われたら、それはもう1人1人がどうかにしかならない。会派制を取っている以上は、会派の位置付けが政党会派は1人でも認める前提に立って議論をしなければ、それは公平不公平という話になってしまう。

★委員長

自由民主党越谷市議団の話は、どうしても会派の構成に関わってくる問題に突き当たってしまう。やはり1人1人の議員の公平性を尊重するのであれば、会派の構成を変えないと大変になるという問題を孕んでいる前提の上で、N E X T 越谷の提案について自由民主党越谷市議団を除いて、ほぼ賛成としている。それについて、自由民主党越谷市議団の主張でそれに代わる案か現状維持のままか、一般質問に替えるかという話であるが、他の会派の意見はいかがか。

☆山田大助委員

反対は自由民主党越谷市議団だけのため、3月定例会に向けてであれ

ば、まだ12月定例会中に話し合うので間に合うと思っている。持ち帰っていただき、最終的には自分たち以外は賛成ということで会派の中で話し合ってもらうことになると考える。

元々の経過では、日本共産党越谷市議団は代表質問を行った上で、さらに一般質問も行うこと、それができないのであれば代表質問のみと言っていた。代表質問を行いたい会派と一般質問も選べる方がいい会派があつた上で選択制は一つの折衷案として提示され、受け入れられる話だと判断をした。そもそも代表質問を行っていた経過の一つには、日程的な問題ももちろんあったとは思うが、以前は予算特別委員会をしていたため、予算に対する総括質疑的な意味合いも含め行っていたと思っている。それが分科会という方式に変わり、代表質問を行う意味もそもそも考え直すことも出てきているという判断もあり、今回の選択制は受け入れるべき話だらうと判断した。そういう状況の変化も併せて持ち帰つていただけるとよいと考える。

☆島田委員

選択制にどうしても反対なのか問われているように思うが、現状会派の中では反対の意見でまとまっている。提案会派の方で市民にわかりやすく、さらに議員平等の観点から公平性を担保し、質問人数や時間を調整する方法などで会期を増やすことなく、時間延長などの対応もない方法で運営できる案をご提示いただきて、改めて会派で協議したいと考えている。

☆白川委員

議員一人一人の権利を最大限保障することは大原則だが、私は長い間、会派も組めない1人会派のときに代表質問どころか一般質問もできなかつた。著しく不公平であったが、それは3人以上でないと会派を組めないという原則に立っているから、それは尊重しなくてはいけない。それを十分理解した上で不満を言ったこともないし、当然だと思っていたため、1人1人のことを保障するとおっしゃれば、会派規則全体を見直さない限り、今の議論は進まない。大変失礼だが、私も含めて相当皆さんのが歩み寄って1年ぐらい議論し、何とかここで折り合いがつかないかというところまで来ているので、もう一度会派内で議論いただけないか。

☆島田委員

同じ定例会の中で代表質問と一般質問が混在することになる恐れがある。それが市民にとって、やはり分かりにくくなることが一番会派で懸念をしている。もう一度、会派に持ち帰つて考えた方がいいということ

であれば、そのようにさせていただくが、その意見は自由民主党越谷市議団のみか。

★委員長 基本的にはそのようになっている。今おっしゃった、混在という部分に関しては、N E X T越谷が整理されて、代表質問はこの日まで行い、その後に一般質問を行う。代表質問、一般質問、代表質問のように混在するわけではない。一般質問の期間については、3月定例会で予算特別委員会があったため、代表質問を3日間で行っていたが、今は1日間空くので一般質問の期間を4日間に広げることも可能である。会期を延ばさずに、会期中で収まることを前提に皆さんご検討いただきたい。

☆松島委員 突拍子もないことを言っているわけではなく、一般質問も当初は一括質問か一問一答の選択制で行っていた経緯もあった。実際に行ったところ、皆さん一問一答の方がよいということで、現在も運営している。同様に、3月定例会の質問に関しても、代表質問をやりたい会派を尊重し、まずは皆がやりたいようにやり、その結果、代表質問になっていくのか、一般質問になっていくのかも含め、傾向を見守る意味で選択制を実施してみるとよいのではないか。実際に行い、非常にわかりづらいという意見があれば提案していただき、元に戻すなり一般質問に変えるなりが可能と思っている。いきなり一般質問に全部変えることは、波が高そうため、まずは選択制ということでご検討いただきたい。

☆島田委員 3月定例会までにまだ間に合うと思うため、そういう意味での選択制ということで、会派に一度持ち帰させていただきたいと思う。

★委員長 今のご意見をもう一度持ち帰っていただいて、ご検討いただきたい。3月定例会までに一般質問の発言順の取扱いと同様に、一度やってみるということだと考える。本件についても、継続協議とすることにご異議ないか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

・ **議会運営委員会の議会中継の実施について**

☆委員長： 次に議会運営委員会の議会中継の実施について、前回の協議においては、録画中継することに賛成との意見が多数である一方、基本的には賛成するが、書記録のアクセス件数の推移を見ながら検討したいとの意見や、市民が求めているかどうかアンケート等を実施するなどしてはどうかとのご意見もあった。まずは、書記録のアクセス件数について事務局

から説明させる。

★課長　　書記録のアクセス件数を踏まえて検討するとのご意見もあったので、これまでのアクセス件数について報告する。件数は書記録のコンテンツへのアクセス件数となるが、令和6年1月に開始し、1月は42件であったが、昨年度の合計は147件で、5ヶ月の平均は約30件であった。また、令和7年度は9月までの実績となるが、6月が50件で最も多く、6ヶ月間の合計は140件で、平均では約23件となっている。

★委員長　　それでは前回の意見からの変更や、新たなご意見等はあるか。

☆藤部委員　議運中継の編集録画であれば賛成でまとまった。

☆小口委員　アクセス数の推移を聞いたが、この件数が多いということであれば、録画中継で賛成である。

☆白川委員　文字を見るアクセス数と、動画を見るアクセス数の市民の感覚は相当違う。動画を見て興味があり、具体的に何を言っているか文章で調べたい人に対して提案しなくてはいけないが、文字を一生懸命見たから動画を見たい人はあまりいないと考える。一般的にはYouTubeで選挙動画が挙がっており、短い動画が見られている時代に、文章だと膨大な量で大変理解しにくい。もちろん書記録はたくさんあった方がよいと思うが、勧めるためにも動画で与えた方がいいと考える。

★委員長　　本件については録画中継を実施することで意見がまとまったということでおよろしいか。

※ 委員全員異議なく、議会運営委員会の録画中継を実施することに決定された。また、中継方法などについて事務局が整理した上で、次回以降示すこととなった。

#### ・ 正副議長選挙の取扱いについて

★委員長　　正副議長選挙の取扱いについて、前回、提案会派から補足説明があり、会議時間の延長、延会等について検討する仕組みについて提案があった。まずは持ち帰って検討するとしていた公明党越谷市議団と立憲民主党越谷市議団にご意見を伺いたい。

☆藤部委員　正副議長選挙について改善することには賛成する。ただ今回、公明党越谷市議団で様々な話をしたが、具体的にどのようにするか、現時点では決めかねたため、皆さんのお話を聞いてまた改めて検討したい。

☆小口委員　今後また皆さんのご意見を伺っていく中で決めていきたい。

★委員長　　ただ今のご意見も踏まえ、前回までの意見からの変更や新たなご意見

等があるか。

☆白川委員 何らかの懸念があるので、全体の状況を見てとおっしゃっているのか。それとも皆さんの合意ができればそれでいこうとおっしゃっているのか。2会派の意見がよく分からぬいため、もう一度説明いただきたい。

☆藤部委員 正副議長選挙の時間短縮について具体的な事例があまりなく、評価することが公明党越谷市議団の中では意見が出てこなかった。短時間することは党として賛成であるが、具体的に皆さんのお知恵を借り、どういう内容か教えていただきたいということである。

☆小口委員 同じく、近隣の市の事例もないということで、皆さんの意見を踏まえた中で考えていきたいと考えている。

☆山田裕子委員 前回、私の方から正確な文言は分からぬいたが、例えば17時を目途に議長裁量とするや、議会運営委員会に諮るといった文言を申合わせ事項等に入れることはできないかと申し上げた。そのような形を考えており、もしよろしければ、事務局とも相談させていただき、どういう文言をどこに入れるのか、次回提案させていただけたらと思う。併せて、17時を目途に延会とするという文言に仮にした場合、一般質問の通告は通常は初日の議事終了後1時間以内にしているが、延会になると通告期限が伸びてしまう、執行部が準備できなくなってしまうという課題も出てきてしまう。その辺りもどういう課題が考えられ、どういう運用にするのか、整理して次回文言で提案させていただくことはいかがか。

★委員長 前回を含め、そういうご提案をいただいた上で、皆さんこれについてはご賛同いただいているようである。中身の運営の仕方、もしくは規定の仕方をどうするか、具体的な仕組みのたたき台を事務局と合わせて作っていただき、それを皆さんで検討することで進めていきたい。

また、本件については会期日程をどうするか、一般質問の通告期限をどうするかの検討も必要と考えている。1点目の会期日程については、延会することを想定し、会期日程にあらかじめ予備日を追加する必要があるか。2点目の一般質問の通告期限については、提案時に山田裕子委員から会議時間の短縮の観点から、一般質問の通告期限については、議会終了後から1時間以内ではなく正午までにするなど、前倒しする工夫もあるとの例示があった。初日の会議時間を延長した場合には、通告期限も繰り下がり、延会した場合には第2日において、初日に未了となっ

ていた議事が終了した後となる。この点も考慮し、延会した場合等の一般質問通告期限の取扱いをどうするかも含め、たたき台を作成し、次回ご協議したいと思うがいかがか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

#### ◇ 傍聴規則の改正について《課長説明》

★課 長 越谷市議会傍聴規則新旧対照表（案）および令和6年度標準会議傍聴規則の一部改正に関する報告書をご覧いただきたい。現在の傍聴規則では、一般的に使用されない語句等や制定当時の社会情勢を反映した規定等もあることから、全国市議會議長会では、検討会議において協議を重ね、標準市議会傍聴規則の一部の改正を行った。報告書の3ページに、標準市議会傍聴規則の新旧対照表、7ページ以降にはその解説が掲載されており、今回の改正の趣旨等も踏まえ、越谷市議会傍聴規則についても見直しを行いたいと考えている。

主な改正内容について、まず、越谷市議会傍聴規則新旧対照表案の第9条、こちらは「傍聴人の定員」の第3項について、新たに追加した規定となる。当市議会でも、コロナ禍においては密接を避けるため、一席空けて着席いただくなどの対応を行っていたが、今後の大規模な災害や重大な感染症のまん延などに限定し、議長が別に定員を定めることができることとしている。

次に、第11条の「傍聴席に入ることができない者」の第2号については、視覚的に会議妨害となるものを規定している旧第3号の規定を、「示威的行為のために使用されるおそれがある物」として例示している。

次に、第11条の第2項及び第3項については新設となるが、地方議会は国会とは異なり、身体検査の規定等を設けることができないと考えられる。一方で、県や町村では、傍聴人が携帯禁止の物を持ち込むことを抑止すべく、携帯品について質問させることや質問に応じない者の入場禁止を明示的に規定していることから、市においても規定を設けることにより、事前の抑止力になるものと考えることであった。

次に、第12条の「傍聴人の守るべき事項」の第1号に「静粛にすること」を明記している。これまで、全国市議會議長会では、当然のこととして明記していなかったが、県や町村では從来から規定していること、また、傍聴の前提条件であることから、第1号として明記している。

次の第2号は、旧第1号と旧第3号を統合し、包括的に規定するものである。

次の第3号については、携帯電話は電話やメールだけではなく、決済機能や緊急時の災害情報の取得など、住民の日常生活および経済活動のインフラとなっており、傍聴席への持ち込みを制限することは困難であるため、「電源を切り、又は音を発しない状態」を求めるこことを新たに明文規定として設けている。これまでも傍聴者への注意事項に電源を切っていただくよう記載していたが、傍聴規則に明文化するものである。また、「その他音を発する機器」は、タブレット端末やノートパソコン等も含んでいる。

次の第5号は、旧第6号と旧7号を統合したものとなる。なお、旧第2号にあった、「談論し、放歌し、高笑し」の表現が古めかしく、傍聴人にとってわかりづらい表現であることから削除し、また、旧第4号の「帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと」の規定は、性別、年齢、障がいの有無等を理由に傍聴の機会を制限しないため削除している。なお、会議規則第152条の「携帯品」には同様の規定があるが、議場に入る議員や説明員に対する品位の保持に関する規定であり、傍聴人に課す必要性は乏しいと考えられることから削除しているとのことである。

次に、第13条については、誰でも簡単に写真や動画を撮影、さらには動画配信できる技術が普及している現状を踏まえ、分かりやすさの反面から、「写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止」に改めるものである。この他、条件説の前後には、読点を付けることや、「法令における漢字使用等について」に基づき漢字表記に改めたほか、文言等の整理を行っている。

以上の内容は、基本的には全国市議会議長会から示された標準市議会傍聴規則に基づく改正となる。

この内容以外に改正を検討する事項として、まず、第6条、「傍聴人の入場」について、現在の表記では、「傍聴人入口で傍聴券を係員に提示しなければならない」とあるが、実際の運用を考慮すると、傍聴券を見るように首にかけていただいているので、傍聴券を携帯しなければならないと改正することを考えている。また、第12条「傍聴人の守るべき事項」の第4号の「飲食」だが、議場において、議員および執行部

は、コロナ禍以降、水分の持ち込みを認める取扱いとなっている。一方で、傍聴者については、現状、水分補給についても禁止されている状況である。今回、全国市議会議長会でもこの規定について検討したが、傍聴人が何らかの容器を取り出す行為が、水分補給のためか危険物を取り出すかを即座に判断できることや、傍聴人は入退場が自由であり、外で水分補給ができることなどから、現状のままの規定とすることになったとのことだが、越谷市議会の現状を踏まえ、体調管理のための水分補給については認める形で改正をしたいと考えている。

☆白川委員

そもそもだが、傍聴は傍らで聴くと書く。主権者が我々を代理人として選んでもらっているのに、傍らで聴くという言葉自身が、私にとって大変古めかしい。先進的な議会は、傍らで聴くのではなく、主権者が来て聴いてもらっているのだから傍らでないと変更した議会もあるようだが、全国市議会議長会からそのような議論があったという経緯はあるか。

★課 長

今回、傍聴規則の改正ということで、標準審議会規則等の改正等に関する検討会議でかなり長期間にわたって、また集中的に審議したと伺っているが、傍聴という単語について検討があったかは把握していない。

☆松島委員

飲み物の持ち込みについて、全国市議会議長会では現状のままだが、市議会では認めることとしたいと説明があった。私もそれでよいと思うが、よくガソリン等を容器に入れてライターで火をつける事件があり、ガソリンの性質上、大災害になり兼ねない。なかなか想定しづらいとは思うが、飲み物のチェックは事実的にどこまで可能か。

★課 長

傍聴に来た方について、現状においても新たな改正案の方でも、手荷物検査等は考えていない。その部分はある意味傍聴の方のモラルの部分ではあるが、一方で、ご懸念されているようなこともある。全国市議会議長会の改正案では、あえて自由に飲み物を取っていいとはせず、その点は各市議会の状況で臨機応変に対応して結構であるという助言が出ている。傍聴に来た方が様々な危険物を隠し持ち、それを出して何かするようなことを、現状においても新たな改正案においても、ルールで縛ることは難しいと考えている。当然そうなり得ないよう、7階で受付をして首から傍聴券を下げていただく運用は残すため、受付の際の雰囲気や、少し不審な方については事務局の方でも十分注意し、対応していきたい。

☆山田大助委員

今の件で確認だが、実際にはなかなかできないだろうが、第11条の

2項に必要と認めるときは、質問ができるや、質問に応じなければ入場させないという規定が一応盛り込まれたため、事務局で受付する際の対応は、今までよりしやすくなるという考え方でよいか。

★課長 今お話しいただいたとおりである。

★委員長 もう一度持ち帰ってご検討いただいた上で、質問等があればまたお願ひしたい。本件については一度各会派に持ち帰っていただき、次回の議会運営委員会で改めて協議することによろしいか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように決定された。

◇ スポーツ文化および文化財保護に関する事務の市長部局への移管における教育委員会への意見聴取について《課長説明》

★課長 執行部では令和8年4月の組織改正において、スポーツ文化および文化財保護に関する事務を教育委員会から市長部局へ移管することを検討している。その場合、来年4月の組織改正に向けて、12月定例会において条例制定に関する議案が提出されるものと考えている。今回の条例制定にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項に、「議会は条例の制定又は改廃の議決をする前に、教育委員会の意見を聽かなければならない」との規定があり、議案が提出された場合、教育委員会への意見照会の手続きが必要となる。そのため、具体的な流れとしては、12月定例会告示日の11月21日に議案書が実際に配布されることから、告示日付で教育委員会に意見の照会を行い、開会日の12月1日に間に合うよう、ご回答いただけるようなスケジュールで考えており、現在教育委員会と調整をしている。なお、議長から教育長への依頼文の案は別添のとおり考えている。今後、実際に条例制定の議案が提出されることになれば、告示日の会議において改めてご説明させていただきたいたい。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり決定された。

◇ 次回の議会運営委員会の開催日程について

- 休憩（15：00） → 次回の協議日程について確認。
- 開議（15：00）

※ 議会運営等について、次回、告示日の11月21日（金）午前9時30分より協議することに決定された。

◇ その他

☆白川委員

2点提案をしたい。1点目が先ほど少し議論があったが会派の構成要件である。かつて、政党公認の者が1人で会派を構成できることを巡って、相当議論したが、当時現状維持となつた。ただし、戦後すぐの大きな55年体制の合併のときの政党のあり方があり、55年体制が崩れた後、さらにみんなの党、その他たくさんの政党が出てきたが、それも一定程度整理されている。先の衆議院選挙、参議院選挙を通じて国政政党なるものが、多党化しているという状況にある。これは日本だけではなく、ヨーロッパもそうなつており、現状の政党の要件が適合したとしても、1人で1人の会派を組めるという項目を、政党公認が2人以上を持って会派の構成をできると変更していただきたい。というのは、政党公認で選挙を戦われた方は当然個人の力量もあるだろうが、政党に対する支持もあって当選されていると思うため、当然政党会派を名乗りたいことは、議員としてあるだろうと考える。したがつて、そこは尊重すべきだと思うため、2人と限定をして運用を図っていただきたい。もちろんこれは直ちに結論が出ないため、2年後の市議会議員選挙までに結論を出すような議論をしていただきたいと思う。

2点目は、議会運営委員会のテーマかどうか分からぬが、本会議も委員会もライブ中継をしており、市役所庁舎内のモニターテレビに最低議会の会期中はライブ中継を流していただけないか。モニターテレビを管理しているところがあり、様々あると思うのでどこで議論していくか分からぬが、希望としてはぜひ議会中は1階受付のモニターテレビには議会中継が流れている状態が望ましいと思うため、この点についてご協議いただきたい。

★委員長

当該提案に係る協議の進め方については、一度各会派でご検討いただきたい。

☆山田裕子委員

今も流れていると思い込んでいたが、流れていなか。

★課長

私もモニターテレビに流れていた認識はあるが、庁舎の建替えが終わり、モニターテレビが数多くある状況で、おそらく全部のモニターテレビで流れていなかと思う。現状がどのようになつてゐるのか事務局経由で庁舎管理課にしっかり確認した上で、次回の会議等で提供したい。

→ その他発言なし。

○閉会(15:05)